

国立大学法人奈良教育大学教職員就業規則

平成16年4月1日
制 定

改正 平成17年 4月22日規則第42号
改正 平成18年 3月24日規則第34号
改正 平成18年11月24日規則第96号
改正 平成19年 3月23日規則第37号
改正 平成19年11月30日規則第77号
改正 平成20年12月19日規則第85号
改正 平成21年 3月27日規則第23号
改正 平成27年12月25日規則第54号
改正 平成29年 3月24日規則第 9号

目 次

- 第1章 総則（第1条～第3条）
- 第2章 採用、退職等
 - 第1節 採用（第4条～第9条）
 - 第2節 評価（第10条）
 - 第3節 昇任、降任及び配置換え等（第11条～第15条）
 - 第4節 休職及び復職（第16条～第18条）
 - 第5節 退職及び再雇用（第19条～第22条）
 - 第6節 解雇（第23条～24条）
 - 第7節 退職後の責務（第25条～第26条）
- 第3章 給与（第27条）
- 第4章 服務（第28条～第36条）
- 第5章 労働時間及び休暇、休業等（第37条～第40条）
- 第6章 研修（第41条）
- 第7章 表彰（第42条）
- 第8章 懲戒等（第43条～第46条）
- 第9章 安全衛生（第47条～第49条）
- 第10章 女性教職員の健康と福祉（第50条～第53条）
- 第11章 出張（第54条～第55条）
- 第12章 災害補償（第56条）
- 第13章 退職手当（第57条）
- 第14章 苦情処理等（第58条～第59条）

第1章 総則

(目的及び効力)

第1条 この規則は、労働基準法（昭和22年法律第49号。以下「労基法」という。）第89条の規定により、国立大学法人奈良教育大学（以下「本学」という。）に勤務する教員及び事務系職員（以下「教職員」という。）の就業に関する事項を定め、もって本学における学術研究及び教育等の諸活動が、十全に展開されることを目的とする。

2 教職員の就業に関し、労働協約、労働契約及びこの規則に定めのない事項については、労基法、国立大学法人法（平成15年法律第112号。以下「国大法」という。）及びその他の関係法令の定めるところによる。

(労働協約の優先)

第2条 この規則に定めた事項であっても、労働協約に別の定めがあるときはこれによる。

(適用範囲等)

第3条 この規則は、本学に常時勤務する教職員に適用する。

2 教員の採用・懲戒等に関する事項については、国立大学法人奈良教育大学教員の就業に関する規則（平成16年奈良教育大学規則第44号）に定めるところによる。

3 再雇用する教職員の就業に関する事項については、国立大学法人奈良教育大学再雇用教職員就業規則（平成16年奈良教育大学規則第45号。以下「再雇用教職員就業規則」という。）に定めるところによる。

4 時間を定めて雇用する非常勤教職員の就業に関する事項については、国立大学法人奈良教育大学時間雇用教職員就業規則（平成16年奈良教育大学規則第46号）に定めるところによる。

5 国立大学法人奈良教育大学教員の任期に関する規則（平成18年奈良教育大学規則第68号）及び国立大学法人奈良教育大学特任教員規則（平成18年奈良教育大学規則第86号）により期間を定めて雇用する教員について、別段の定めがある場合は、その定めるところによる。

第2章 採用、退職等

第1節 採用

(採用)

第4条 教職員の採用は、競争試験又は選考による。

- 2 前条第5項による教員の採用については、任期を定めるものとする。
- 3 前項に定めるもののほか、特に必要と認める場合は、任期を定めて採用することがある。
- 4 次の各号のいずれかに該当する者は、採用しない。
 - 一 成年被後見人又は被保佐人
 - 二 禁錮以上の刑（執行猶予が付された場合を除く。）に処せられ、その執行を終るまで又は執行を受けることがなくなるまでの者

（赴任）

第5条 教職員が採用された場合、ただちに赴任しなければならない。ただし、やむを得ない事由があるときは、発令の日から1週間以内に赴任する。

（教職員の配置）

第6条 教職員の配置は、本学の業務上の必要及び本人の適性等を考慮して行う。

（労働条件の明示）

第7条 教職員の採用に際しては、学長は採用をしようとする教職員に対しあらかじめ、次の事項を記載した文書を交付する。

- 一 給与に関する事項
 - 二 就業の場所及び従事する業務に関する事項
 - 三 労働契約の期間に関する事項
 - 四 始業及び終業の時刻、所定労働時間を超える労働の有無、休憩時間、休日及び休暇に関する事項
 - 五 退職に関する事項（解雇の事由を含む。）
 - 六 退職手当に関する事項
 - 七 期末・勤勉手当に関する事項
 - 八 安全・衛生に関する事項
 - 九 研修に関する事項
 - 十 災害補償に関する事項
 - 十一 表彰に関する事項
 - 十二 休職に関する事項
- 2 前項六以降は、この就業規則の提示をもって代えることができる。

（試用期間）

第8条 教職員として採用された日から6月間（附属小学校及び中学校の教諭については1年とする。）は、試用期間とする。ただし、国、地方自治体又はこれに準ずる関係機関の職員から引き続き大学の職員となった者については、この限りでない。

- 2 試用期間中の教職員は、勤務実績の不良なこと、心身に故障があることその他の事由に基づいて本学に引き続き雇用しておくことが適当でない場合には、第23条第3項に

基づいて解雇することができ、また、試用期間満了時に本採用を拒否することができる。

3 試用期間は、勤続年数に通算する。

(提出書類)

第9条 教職員に採用された者は、次の各号に掲げる書類をすみやかに提出しなければならない。

一 履歴書

二 学歴に関する証明書

三 資格に関する証明書

四 住民票記載事項の証明書（外国籍の場合は、外国人登録証明書又はパスポートの写し）

五 扶養親族等に関する書類

六 個人番号カードの両面の写し又は通知カードの写し及び当該通知カードに記載された事項がその者に係るものであることを証するものとして行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）施行規則で定める書類

七 その他本学において必要と認める書類

2 前項の提出書類の記載事項に変更があったときは、教職員は、所要の書類により、そのつどすみやかに届け出なければならない。ただし、国の機関、他の国立大学法人又はそれに準ずる機関から引き続き本学の教職員となった者については、書類の提出を省略することができる。

第2節 評価

(勤務評価)

第10条 教職員の勤務成績については、別に定めるところにより評価を実施する。

第3節 昇任、降任及び配置換え等（第11条～第15条）

(昇任)

第11条 教職員の昇任は、選考による。

(降任)

第12条 教職員が次の各号の一に該当する場合において、学長はその者を降任することができる。

一 勤務成績が不良の場合

二 心身の故障のため職務の遂行に支障があり、又はこれに堪えない場合

三 その他職務に必要な適格性を欠く場合

四 本人が希望し、学長がこれを認めた場合

(配置換え等)

第13条 教職員は、業務上の必要により配置換及び兼務（以下「配置換等」という。）を命じられることがある。

2 教職員は、正当な理由がないときは、前項に基づく命令を拒否することができない。

3 配置換等を命じられた場合は、ただちに赴任しなければならない。ただし、やむを得ない事由があるときは、発令の1週間以内に赴任する。

第14条 教職員の採用、昇任、降任、配置換え等の取扱いについては、国立大学法人奈良教育大学教職員採用・退職等規則（平成16年奈良教育大学規則第64号）に定めるところによる。

（出向）

第15条 教職員は、業務上の必要により出向を命じられることがある。

2 出向を命じられた教職員の取扱いについては、国立大学法人奈良教育大学教職員出向規則（平成16年奈良教育大学規則第56号）の定めるところによる。

3 出向を命じられた場合は、ただちに赴任しなければならない。ただし、やむを得ない事由があるときは、発令の1週間以内に赴任する。

第4節 休職及び復職

（休職）

第16条 教職員が、次の各号の一に該当する場合は、これを休職にすることができる。

一 心身の故障のため、病気休暇の期間が引き続き90日（結核性疾患については1年）を超えて長期の休養を要する場合

二 刑事事件に関し起訴され、職務の正常な遂行に支障をきたす場合

三 水難、火災、その他の災害により、生死不明又は所在不明となった場合

四 学校、研究所、病院等の公共施設において、その教職員の職務に関連があると認められる研究、調査等に従事する場合

五 労働組合業務に専従する場合

六 前各号に掲げるもののほか、休職にすることが適当と認められるとき

2 試用期間中の教職員には、前項の規定は適用しない。

3 休職の取扱いについては、国立大学法人奈良教育大学教職員休職規則（平成16年奈良教育大学規則第55号。以下「休職規則」という。）に定めるところによる。

（休職の期間）

第17条 前条第1項各号に掲げる事由による休職の期間（第二号に掲げる事由による休職の期間を除く。）は、3年を超えない範囲内において、休職規則に定めるところによる。

この場合において、休職の期間が3年に満たないときは、初めに休職した日から引き続き3年を超えない範囲内において、これを更新することができる。

2 前条第1項第二号に掲げる事由による休職の期間は、その事件が裁判所に係属する期間とする。

(復職)

第18条 休職中の教職員の休職事由が消滅したときは、すみやかに復職させる。

- 2 休職の期間が満了したときは、当然復職する。
- 3 復職の取扱いについては、休職規則に定めるところによる。

第5節 退職及び再雇用

(退職)

第19条 教職員が次の各号の一に該当するときは、退職とし、教職員としての身分を失う。

- 一 退職を申し出て、学長から承認されたとき
- 二 定年に達したとき
- 三 死亡したとき
- 四 期限を定めて雇用されている場合で、その期間が満了したとき
- 五 第16条第1項第一号、第三号及び第六号の休職をした者が第17条に定める休職の上限期間を満了したにもかかわらず、なお、休職事由が存在する場合

(自己都合退職)

第20条 教職員が、退職しようとするときは、原則として、あらかじめ、退職を予定する日の30日前までに文書をもって学長に申し出なければならない。ただし、やむを得ない事由により30日前までに申し出できない場合は、14日前までにこれを申し出る。

(定年退職)

第21条 教職員は、定年に達したときは、定年に達した日以後における最初の3月31日に退職する。

- 2 前項の定年は、満60歳とする。ただし、用務員、労務作業員、炊夫等の庁務又は労務に従事する職員の定年は、満63歳とする。
- 3 大学教員については、前項と異なる定めをすることができる。

(再雇用)

第22条 前条第2項の規定により退職した教職員については、再雇用教職員就業規則に定めるところにより再雇用することができる。

第6節 解雇

(解雇)

第23条 教職員が次の各号の一に該当する場合において、これを解雇することができる。

- 一 勤務成績が著しく不良の場合
- 二 心身の故障のため職務の遂行に支障があり、又はこれに堪えない場合
- 三 その他職務に必要な適格性を欠く場合

- 四 事業の運営上のやむを得ない事情又は天変事変その他これに準ずるやむを得ない事情により、事業の継続が困難となったとき又は事業の縮小等を行う必要が生じた場合
- 2 教職員が次の各号の一に該当する場合は、当然解雇する。
- 一 成年被後見人又は被保佐人となった場合
 - 二 禁錮以上の刑（執行猶予が付された場合を除く。）に処せられた場合
- 3 第1項の規定による解雇を行う場合においては、30日前にその予告をするか、又は労基法第12条に規定する平均賃金の30日分を支給する。ただし、労働基準監督署長の認定を受けて第44条に定める懲戒解雇をする場合及び次の各号のいずれかに該当する者を解雇する場合はこの限りではない。
- 一 2ヶ月以内の期間を定めて使用する者（その期間を超えて引き続き雇用された者を除く。）
 - 二 試用期間中の者（14日を超えて引き続き雇用された者を除く。）
- 4 前項の予告の日数は、平均賃金を支払った日数に応じて短縮することができる。

（解雇制限）

- 第24条 前条第1項の規定にかかわらず、次の各号の一に該当する期間は、解雇しない。
- ただし、第一号の場合において、療養開始後3年を経過しても負傷又は疾病がなおらず、労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号。以下「労災法」という。）に基づく傷病補償年金の給付がなされ、労基法第81条の規定によって打切補償を支払ったものとみなされる場合又は労基法第19条第2項の規定により労働基準監督署長の認定を受けた場合は、この限りではない。
- 一 業務上負傷し、又は疾病にかかり療養のために休業する期間及びその後30日間
 - 二 労基法第65条に定める産前産後の期間及びその後30日間

第7節 退職後の責務

（借用物品の返還）

- 第25条 教職員が退職又は解雇された場合は、本学から借用している物品を返還しなければならない。

（退職証明書の交付）

- 第26条 労基法第22条に定める証明書の交付の請求があった場合は、遅滞なくこれを交付する。

第3章 給与

（給与）

- 第27条 教職員の給与については、国立大学法人奈良教育大学教職員給与規則（平成16年奈良教育大学規則第48号）に定めるところによる。
- 2 前項の規定にかかわらず、国立大学法人奈良教育大学年俸制教員給与規則（平成29年奈良教育大学規則第12号）の適用を受ける者の給与については同規則に定めるところによる。

ろによる。

第4章 服務

(職務専念義務及び誠実義務)

第28条 教職員は、国大法に定める国立大学の使命と、その業務の公共性を自覚し、職務に専念するとともに、誠実に職務を遂行しなければならない。

(職務従事義務の免除)

第29条 教職員は、次の各号の一に該当する場合には、職務従事義務を免除される。

- 一 雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律（昭和47年法律第113号。以下、「均等法」という。）第22条の規定に基づき、労働時間内に保健指導又は健康診査を受けることを学長が承認した期間
- 二 均等法第23条の規定に基づき、通勤緩和により勤務しないことを学長が承認した期間
- 三 労働時間内に総合的な健康診査を受けることを学長が承認した期間
- 四 労働時間内に勤務場所を離れて研修を行うことを学長が承認した期間
- 五 労働時間内に行われる組合交渉への参加
- 六 その他労働時間内に勤務しないことを学長が承認した期間

(法令の遵守及び上司の命令に従う義務)

第30条 教職員は、法令及びこの規則を遵守し、上司の職務上の命令に従ってその職務を遂行しなければならない。

- 2 教職員は、常に能力の開発、能率の向上及び業務の改善をめざし、相互協力の下に業務の正常な運営に努めなければならない。
- 3 上司は、その職務上の命令下にある教職員の人格を尊重し、その指導育成に努めるとともに、率先してその職務を遂行しなければならない。

(信用失墜行為の禁止)

第31条 教職員は、次に掲げる行為をしてはならない。

- 一 本学の名誉若しくは信用を失墜させ、又は教職員全体の名誉を毀損すること。
- 二 本学の秩序及び規律をみだすこと。

(秘密の遵守)

第32条 教職員は、職務上知ることのできた秘密、個人情報又は特定個人情報等を正当な理由なく漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

- 2 教職員が法令による証人、鑑定人等となり、職務上の秘密に属する事項を公表するには、許可を受けなければならない。

(文書の配布、集会等)

第33条 教職員は、本学の敷地及び施設内で、次のいずれかに該当する文書又は図画を配布してはならない。

- 一 第31条各号に該当するおそれのあるもの
- 二 他人の名誉を毀損し、または人権侵害、誹謗中傷等に該当するおそれのあるもの
- 三 公序良俗に反するおそれのあるもの
- 四 その他、本学の業務に支障をきたすおそれのあるもの

2 教職員は、本学の敷地及び施設内で文書又は図画を業務の正常な遂行を妨げる方法や態様で配布してはならない。

3 教職員は、本学の敷地及び施設内で本条第1項各号に該当する業務外の集会、演説、放送若しくはこれらに類する行為を行ってはならない。

(教職員の倫理)

第34条 教職員の職務に係る倫理については、国立大学法人奈良教育大学役職員倫理規則(平成16年奈良教育大学規則第52号)の定めるところによる。

(ハラスメント等の防止)

第35条 教職員は、人権侵害及びハラスメントを行ってはならず、常にこれらの防止に努めなければならない。

2 ハラスメントの防止等に関し必要な事項は、国立大学法人奈良教育大学ハラスメントの防止及び対応に関する規則(平成16年奈良教育大学規則第53号)の定めるところによる。

(兼業)

第36条 教職員が兼業を行おうとする場合は、国立大学法人奈良教育大学兼業規則(平成16年奈良教育大学規則第50号)に定めるところにより、学長の許可、承認等を得なければならない。

2 教職員は、兼業を行うにあたっては、本学の利益と相反する行為を行ってはならない。

第5章 労働時間及び休暇、休業等

(労働時間及び休暇等)

第37条 労働時間は、原則として、1週間については38時間45分、1日については7時間45分とする。

2 教職員の労働時間及び休暇等については、国立大学法人奈良教育大学教職員の労働時間、休暇等に関する規則(平成16年奈良教育大学規則第49号。以下「労働時間等規則」という。)による。

(産前産後休業)

第38条 学長は、労基法第65条に基づき、8週間(多胎妊娠の場合にあつては、14週間)以内に出産する予定である女性教職員が休業を申し出た場合においては、出産の

日までの申し出た期間、その者を就業させない。

- 2 学長は、女性教職員が出産した場合においては、出産の日の翌日から8週間を経過する日までの期間（産後6週間を経過した女性教職員が就業を申し出た場合において医師が支障がないと認めた業務に就く期間を除く。）、その者を就業させない。

（育児休業）

第39条 教職員のうち、満3歳に達する日までの間にある子の養育を必要とする者は、申出により育児休業をすることができる。

- 2 育児休業等の対象者、期間、手続等の必要事項については、別に定める国立大学法人奈良教育大学教職員育児・介護休業等に関する規則（平成16年奈良教育大学規則第51号。以下「育児・介護休業等規則」という。）による。

（介護休業）

第40条 教職員の家族で負傷、疾病又は老齢のため介護を要する者がいる場合は、申出により介護休業をすることができる。

- 2 介護休業の対象者、期間、手続等の必要事項については、育児・介護休業等規則による。

第6章 研 修

（研修）

第41条 教職員は、その職責を遂行するため、絶えず研修に努めなければならない。

- 2 学長は、教職員の研修機会の提供に努めなければならない。
- 3 学長は、業務上の必要がある場合には、教職員に研修を命ずることができる。
- 4 教職員の研修の取扱いについては、国立大学法人奈良教育大学教職員研修規則（平成16年奈良教育大学規則第59号）に定めるところによる。

第7章 表 彰

（表彰）

第42条 学長は、教職員が次の各号に該当する場合には、国立大学法人奈良教育大学表彰規則（平成16年奈良教育大学規則第58号）に定めるところにより表彰する。

- 一 永年にわたり誠実に勤務し、その成績が優秀で他の模範となる場合
- 二 本学の名誉となり、又は教職員の模範となる善行を行った場合
- 三 その他学長が必要と認める場合

第8章 懲戒等

（懲戒の事由）

第43条 教職員が次の各号の一に該当する場合には、学長は懲戒処分を行う。

- 一 正当な理由なしに無断欠勤をした場合
- 二 正当な理由なしにしばしば遅刻、早退するなど勤務を怠った場合

- 三 故意又は重大な過失により本学に損害を与えた場合
- 四 窃盗、横領、傷害等の刑法犯に該当する行為があった場合
- 五 本学の名誉若しくは信用を著しく傷つけた場合
- 六 素行不良で本学の秩序又は風紀を乱した場合
- 七 重大な経歴詐称をした場合
- 八 職務上知ることのできた秘密、個人情報又は特定個人情報等を正当な理由なく漏らした場合
- 九 その他この規則によって遵守すべき事項に違反し、又は前各号に準ずる不都合な行為があった場合

(懲戒の種類及び内容)

第44条 懲戒の種類及び内容は、次のとおりとする。

- 一 懲戒解雇 予告期間を設けずに即時に解雇する。
 - 二 諭旨解雇 退職を勧告し、これに応じない場合には、30日前に予告して、若しくは30日以上平均賃金を支払って解雇し、又は予告期間を設けずに即時に解雇する。
 - 三 停職 12月以内を限度として勤務を停止し、職務に従事させず、その間の給与を支給しない。
 - 四 減給 1日以上12月以内を限度として、1回の額が労基法第12条に規定する平均賃金の半日分を限度として、若しくはその総額が一給与支払期間の給与総額の10分の1以内の額を上限として給与から減ずる。
 - 五 戒告 将来を戒める。
- 2 教職員の懲戒について必要な事項は、国立大学法人奈良教育大学教職員懲戒規則（平成16年奈良教育大学規則第57号）に定めるところによる。

(訓告等)

第45条 前条に規定する場合の他、サービスを厳正にし、規律を保持するために必要があるときには、学長は訓告、嚴重注意又は注意を行うことができる。

(損害賠償)

第46条 教職員が故意又は重大な過失により本学に損害を与えた場合は、学長はその損害の全部又は一部を賠償させる。

第9章 安全衛生

(安全・衛生の確保に関する措置)

- 第47条 本学は、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号。以下「安衛法」という。）及びその他の関係法令に基づき、教職員の健康増進と危険防止のために必要な措置を講ずるものとする。
- 2 教職員は、職場における安全、衛生及び健康確保について、安衛法その他の関係法令

のほか、上司の指示を守るとともに、本学が行う安全、衛生に関する措置に協力しなければならない。

- 3 教職員の安全衛生及び健康管理について必要な事項は、国立大学法人奈良教育大学安全衛生管理規則（平成16年奈良教育大学規則第131号）に定めるところによる。

（健康診断）

第48条 本学は、教職員に対し、厚生労働省令で定めるところにより、医師による健康診断を行う。

- 2 本学は、有害な業務で、政令で定めるものに従事する教職員に対し、厚生労働省令で定めるところにより、医師による特別の項目についての健康診断を行う。有害な業務で、政令で定めるものに従事させたことのある教職員で、現に雇用しているものについても、同様とする。
- 3 教職員は、本学が毎年定期又は臨時に行う健康診断を受けることを、正当な事由なく拒んではならない。ただし、医師による健康診断を受け、その者が当該健康診断の結果を証明する書面を提出したときは、この限りではない。
- 4 前項の健康診断の結果に基づいて必要と認める場合は、学長は教職員に就業の禁止、労働時間の制限等当該教職員の健康保持に必要な措置を講じることがある。教職員は、正当な事由がなく前項の措置を拒んではならない。

（就業禁止）

第49条 教職員は、自己、同居者又は近隣の者が伝染病にかかり若しくはその疑いがある場合は、直ちに学長に届け出てその指示に従わなければならない。

- 2 前項の届け出の結果必要と認める場合には、学長は当該教職員に就業の禁止を命じる。

第10章 女性教職員の健康と福祉

（妊産婦である教職員の就業制限等）

第50条 学長は、妊娠中の教職員及び産後1年を経過しない教職員（以下「妊産婦である教職員」という。）を妊娠、出産、哺育等に有害な業務に就かせない。

- 2 学長は、妊産婦である教職員が請求した場合には、午後10時から午前5時までの間における勤務、又は所定の労働時間以外の勤務をさせない。

（妊産婦である教職員の健康診査）

第51条 学長は、妊産婦である教職員が請求した場合には、その者が母子保健法（昭和40年法律第141号）第10条に規定する保健指導又は同法第13条に規定する健康診査を受けるために勤務しないことを承認する。

（妊産婦である教職員の業務軽減等）

第52条 学長は、妊産婦である教職員が請求した場合には、その者の業務を軽減し、又は他の軽易な業務に就かせなければならない。

- 2 学長は、妊娠中の教職員が請求した場合において、その者の業務が母体又は胎児の健康保持に影響があると認めるときは、当該職員が適宜休息し、又は捕食するために必要な時間、勤務しないことを承認することができる。
- 3 学長は、妊娠中の教職員が請求した場合には、その者が通勤に利用する交通機関の混雑の程度が母体又は胎児の健康保持に影響があると認めるときは、所定の労働時間の始め又は終わりにおいて、1日を通じて1時間を超えない範囲で勤務しないことを承認しなければならない。

(生理日の就業が著しく困難な教職員に対する措置)

第53条 学長は、生理日の就業が著しく困難な教職員が請求した場合には、その者を生理日に勤務させない。

第11章 出張

(出張)

第54条 学長は、業務上必要がある場合は、教職員に出張を命じることができる。

- 2 出張を命じられた教職員が出張を終えたときは、すみやかに報告しなければならない。

(旅費)

第55条 前条の出張に要する旅費に関しては、国立大学法人奈良教育大学教職員旅費規則(平成16年奈良教育大学規則第110号)に定めるところによる。

第12章 災害補償

(災害補償)

第56条 教職員が業務上の災害(負傷、疾病、障害又は死亡をいう。以下同じ。)又は通勤途上における災害を受けた場合の災害補償、被災教職員の社会復帰の促進、被災教職員及びその遺族の援護を図るために必要な福祉事業に関しては、労基法、労災法及び国立大学法人奈良教育大学災害補償規則(平成16年奈良教育大学規則第63号)の定めるところによる。

第13章 退職手当

(退職手当)

第57条 教職員の退職手当については、国立大学法人奈良教育大学教職員退職手当規則(平成16年奈良教育大学規則第65号)に定めるところによる。

第14章 苦情処理等

(苦情処理)

第58条 労働条件等に関する教職員の苦情を迅速かつ公正に処理するため、本学に苦情処理制度を設ける。

(内部告発者の保護)

第59条 本学において行われた非違行為の事実を通報した教職員は、通報したことにより、いかなる不利益も受けない。ただし、誹謗中傷を目的とした通報に関しては、この限りでない。

附 則

(施行日)

- 1 この規則は、平成16年4月1日から施行する。
- 2 第10条の規則が定められるまでの間は、国家公務員法(昭和22年法律第120号)第72条及びその他の関係法令に基づくところにより一般職の国家公務員の例及び文部科学省通達等の例に準じて評価を実施する。

附 則(平成17年規則第42号)

この規則は、平成17年4月22日から施行し、平成17年4月1日から適用する。

附 則(平成18年規則第34号)

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

附 則(平成18年規則第96号)

この規則は、平成18年11月24日から施行する。

附 則(平成19年規則第37号)

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則(平成19年規則第77号)

この規則は、平成19年11月30日から施行する。

附 則(平成20年規則第85号)

この規則は、平成20年12月19日から施行し、平成20年12月1日から適用する。

附 則(平成21年規則第23号)

この規則は、平成21年3月27日から施行し、平成21年4月1日から適用する。

附 則(平成27年規則第54号)

この規則は、平成27年12月25日から施行する。

附 則(平成29年規則第9号)

この規則は、平成29年4月1日から施行する。